

第23回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和7年10月21日(火)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時10分
- (4) 開催場所 津和野町役場本庁舎 第5・第6会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1番委員 吉田 茂 | 2番委員 森元 健一 | 3番委員 永田 京子 |
| 4番委員 三家本雅夫 | 5番委員 有田 和将 | 6番委員 岩本 学 |
| 7番委員 齋藤 泰彦 | 8番委員 前田 生敏 | 9番委員 青木 暢大 |
| 10番委員 田中 聖司 | 11番委員 林 靖登 | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1-1番委員 村上 巖雄 | 1-2番委員 藤井 隆一 | 1-3番委員 石橋 康邦 |
| 1-4番委員 橘 明子 | 1-5番委員 御手洗 剛 | 1-6番委員 橋本 六雄 |
| 1-7番委員 木村 大輔 | 1-9番委員 齋藤 ミサ子 | 1-10番委員 山田 喜治 |

(2) 遅刻委員

(3) 欠席委員氏名

- 1-8番委員 増成 孔也

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 山下 泰三 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |
| しまね農業振興公社 | - |

3. 提出議案内容

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
申請番号 7-325号

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号 7-76号

議案第 3 号 非農地証明願の承認について

申請番号 7-326 号

報告第 1 号 農用地資料集積等促進計画案の公告について

報告第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る届出

受付番号 7-279 号

4. 議事進行及び顛末

事務局長	<p>只今から第 23 回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日も大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今朝は寒い朝となり、この間までは暑い日が続き熱中症に気を付けてくださいとお話していましたが、季節も変わり、風邪などひかないよう気を付けていただけたらと思います。10 月 7 日には益田地域農業委員会協議会の研修会が益田人権センターにて開催され多くの委員さんに参加していただきましてありがとうございました。先週 16 日には市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会が松江市のくにびきメッセで開催されました。参加していただいた委員の皆様にはありがとうございました。その研修の中で地域計画が大きなテーマとしてありました。この地域計画は 10 年後の耕作者、農地、だれが担っていくのかについてこの春に策定したものです。9 月に全国の策定状況も出まして、全国 19,000 地域、津和野町では公民館単位で 9 地域定めましたが、10 年後の担い手が未定の農地が全体で 3 割となっており、島根県が 37.1%、津和野町が 31.7%です。ほぼ担い手が決まっているのは北海道で、ほぼ決まっていないのは東京でした。委員の皆様には日ごろから農地の保全、農地パトロールと様々な活動を通じて、様々な課題解決に向けて取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。引き続き、将来の農地の活用・保全にむけてよろしく願います。それでは会長の挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>改めましておはようございます。秋の作業が全部終わり、今年のコメの出来が良かったとか悪かったとか話も聞こえてきていますが、今年は米価が上がったことから、消費税の課税団体に該当するような法人も出てくると思います。そんな中、我が法人ではコンバインを始め、色々な機械が故障したり、9 月後半から雨が続いたことから無理してまた調子が悪くなったりしました。米価は上がりましたが、農家では機械を更新しないといけない問題が出てきます。今感じているのが、メーカーは機械を持っていません、言われたら作る受注生産になっているので、早めに計画して注文をする必要があります。コンバインが壊れたから修理したくても部品が入るのが来年の 2 月になるから、1 台で何とかやるしかないといったこともありました。ベルト位ならすぐにでも交換できますが、部品の交換も受注生産のようになっていますし、価格も 5 年位前から 2 割程度高くなっています。</p>

<p>事務局長</p>	<p>そんなことで、米価は上がったが、課題は色々あるなと感じているところ です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>総会成立宣言ですが、本日は、農業委員さんは全員出席です。推進委員の 増成委員さんから欠席の報告を受けています。農業委員 11 名中全員が参 加されており、農業委員の過半数を超えています。従いまして、農業委員 会等に関する法律第 27 条 3 項の規定により本総会が成立していますこと を報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。 それでは、議事録署名者を指名します。1 番吉田委員さん、5 番有田委員 さんよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認につい て」申請番号 7-325 号の審議を行います。事務局の説明をお願いします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認につい て」申請番号 7-325 号について説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・</p>
<p>会長</p> <p>藤井推進委員</p>	<p>現地確認の報告を担当地区委員の藤井推進委員さんお願いします。 それでは現地確認の報告をいたします。この資料にありますとおり、周辺 は遊休農地となっています。これまで耕作していた方も去年亡くなられま して、遊休農地とはなっていますがきれいに草は刈ってあります。よって、 周辺への影響は特にはないと思われます。10 月 14 日 11 時より代理人の● ●事務所●●さんと現地を確認しました。先程言いましたように、すぐに でも牧草の栽培は出来る状態であります。また、周辺への影響もないと思 われます。以上です。</p>
<p>会長</p> <p>会長</p> <p>橋本推進委員</p>	<p>ありがとうございます。それでは質疑を受けます。 質疑ありませんか。 先程、事務局の説明にもあったように、許可要件の第 2 項第 1 号について ですが、口約束の様にやると言っていたがやらなかった場合は何か罰則が ありますか。何か契約を結ぶとかが必要ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>罰則といいますか、許可の取り消しになろうかと思ひます。実際に耕作が されない場合、この許可申請書に記載された内容に虚偽があったというこ とで許可を取り消すこととなります。前回の総会にありました農地法第 4 条に関しては、常設審議委員会にて意見を聞いて許可指令書を交付する前 でしたので、申請者に取下願の提出を依頼し、改めて 5 条申請をしてもい ました。あちらは、許可が出ていなかったから申請書の取下げでしたが、 許可指令書を交付していれば取り消しになります。この取消の判断基準に</p>

<p>会長 委員 会長 委員 会長</p>	<p>については、申請時の作付予定作物など、経営方針の変更や、体調不良により耕作が出来ないといった、やむを得ない事情の場合は致し方ありませんが、いつの間にか家が建っていたとかになれば、許可を取り消し、原形復旧指令を出すといった流れになろうかと思えます。ですので、毎年の利用状況調査や日々の農地パトロールにおいて、申請案件についても履行状況を確認していただく必要があります。</p> <p>他に質問がありますか。</p> <p>なし</p> <p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-325 号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-325 号は原案通り承認されました。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-76 号の審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-76 号について説明いたします。また、「報告第 2 号農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る届出」受付番号 7-279 号も関連していますので一括して説明します。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
<p>会長 森元農業委員</p>	<p>現地確認の報告を担当地区委員の森元委員さんをお願いします。</p> <p>現地確認の報告をいたします。令和 7 年 10 月 17 日午前 9 時より申請者の代理人である●●さんと現地を確認しました。申請地は瀧元地区で先程説明にありましたが、国道 9 号線を津和野方面に向いて、日原駅からの三叉路を少し進むと日成建設の資材置き場がありますがその手前の町道をはいて 50m 位の場所になります。申請地は写真で見ていただくと分かるように細長い土地でありまして、隣接地は東側が両親の家と●●さんの畑があり、西側に●●さんの田がありますが現在休耕地となっています。周辺地域との調整ですが、申請地は現在休耕地となっており、雨水は既存の排水路への排水を予定していますし、生活排水は合併浄化槽を設置し排水路への排水を予定していますので、農地への悪影響は無いと思えます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは質疑を受けます。</p>

会長 委員 会長 委員 会長	<p>質疑ありませんか。</p> <p>なし</p> <p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-76 号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>全員挙手です。議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 7-76 号は原案通り承認されました。</p> <p>議案第 3 号 非農地証明願の承認について</p>
会長 事務局	<p>それでは、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-326 号の審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 3 号「非農地証明願」申請番号 7-326 号について説明をいたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
橘推進委員	<p>現地確認の報告を担当地区委員の橘推進委員さんお願いします。</p> <p>報告をいたします。10 月 16 日午前 9 時より申請者の代理人である●●事務所●●さんと現地を確認しました。写真を見ていただけると分かるように、圃場に向かう道もなく、木々が生い茂っており、周辺の現況についても山林に囲まれているので影響は無いと考えます。以上です。</p>
会長 会長 委員 会長	<p>ありがとうございました。それでは質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>無し</p> <p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号 7-326 号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
委員 会長	<p>全員挙手</p> <p>全員挙手です。議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 7-326 号は原案通り承認されました。</p>
会長 事務局	<p>それでは報告事項に移ります。報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画案の公告について」事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第 1 号「農用地利用集積等促進計画案の公告について」説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長 委員 会長	<p>それでは、質疑のある方はお願いします。</p> <p>無し</p> <p>本日提案された議案は以上でございます。</p>

